



平成20年10月8日

各 位

会社名 京都きもの友禅株式会社
代表者名 代表取締役社長 斉藤 慎二
(コード番号 7615 東証第1部)
問合せ先 総務部長兼経営企画部長 佐野 利之
(TEL. 03-3639-9191)

**株式の分割、単元株制度の採用、定款の一部変更、
配当予想の修正および株主優待制度の変更に関するお知らせ**

当社は、平成20年10月8日開催の取締役会において、平成21年1月5日に予定されている振替制度への移行（株券電子化）に伴い端株の整理を行うため、株式の分割、単元株制度の採用、定款の一部変更、配当予想の修正および株主優待制度の変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式の分割および単元株制度採用の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」という。）の施行による振替制度への移行（株券電子化）に伴い、この制度の取扱対象外とされている端株の整理を行うため、株式の分割を行うとともに単元株制度を採用いたします。

なお、この株式の分割および単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

2. 株式の分割

(1) 分割の方法

決済合理化法の施行日の前々日を基準日として、同日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主（同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主を含む。）の所有株式を、1株につき100株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	184,982 株
今回の分割により増加する株式数	18,313,218 株
株式分割後の発行済株式総数	18,498,200 株
株式分割後の発行可能株式総数	72,612,000 株

(注) 上記発行済株式総数は新株予約権の行使により増加する可能性があります。

(3) 株式分割の日程

基準日 決済合理化法の施行日の前々日

効力発生日 決済合理化法の施行日の前日

(注) 決済合理化法の施行日を、実務界で実施目標日としている平成21年1月5日(月)と仮定すると、基準日は平成21年1月3日(土)、効力発生日は平成21年1月4日(日)となります。なお、この場合、当社株式は平成20年12月25日(木)から平成20年12月30日(火)まで、東京証券取引所において、売買停止となります。

(4) 新株予約権の払込金額の調整

株式の分割に伴い、当社発行の新株予約権の一株あたり払込金額を株式分割の効力発生日以降、下記のとおり調整いたします。

新株予約権	取締役会決議日	調整前払込金額	調整後払込金額
新株予約権(平成16年6月17日定時株主総会決議)	平成16年12月8日	120,000円	1,200円

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式の分割」の効力発生を条件として、決済合理化法の施行日の前日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 決済合理化法の施行日の前日

(注) 決済合理化法の施行日を、実務界で実施目標日としている平成21年1月5日(月)と仮定すると、効力発生日は平成21年1月4日(日)となります。

4. 定款の一部変更

上記2. および3. の株式分割および単元株制度の採用に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づき、当社定款を以下のとおり一部変更いたします。

(下線__は変更部分)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>726,120株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>72,612,000株</u> とする。
(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係わる株券を発行する。 (新設)	(株券の発行と単元株式数) 第7条 当社は、株式に係わる株券を発行する。 <u>2</u> 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
(新設)	附則

(新設)	<p style="text-align: center;">(効力発生日)</p> <p><u>第1条 第6条及び第7条の2の定款変更の効力発生日は、平成20年10月8日開催の取締役会決議に基づく株式の分割が効力を発生する日である株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）の施行日の前日とする。</u></p> <p><u>2 前項の効力発生日以降、本附則を削除する。</u></p>
------	---

5. その他

(1) 端株の買増制度については、決済合理化法の施行日をもって端株制度の廃止に伴い廃止されます。なお、端株は上記2. および3. の株式分割および単元株制度の採用により、株券電子化後は単元未満株として存続することになりますが、単元未満株式の買増制度については、これに関する定款変更議案を平成21年6月に開催予定の定時株主総会において上程する予定であり、その承認までの間は、単元未満株式の買増請求を行うことができません。

他方、端株の買取請求制度については、株券電子化後も単元未満株式の買取請求として継続されます。

(2) 平成21年3月期の期末配当予想につきましては、1株当たり3,000円の配当を計画しておりましたが、上記2. の株式分割が実施された場合には、1株当たり30円の配当に予想を修正いたします。なお、上記3. の単元株制度の導入をいたしますので、1単元（100株）当たりの配当は3,000円となり、1投資単位当たりの配当金の実質的な変更はございません。

(3) 株主優待券につきましては、従来、9月末と3月末時点で1株以上保有の株主様に贈呈しておりましたが、上記2. の株式分割および3. の単元株制度の導入が実施された場合には、1単元（100株）以上保有の株主様への贈呈に変更となります。

【端株の買取・買増および株式に関するお問い合わせ先・郵送物送付先】

お問い合わせ先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
(郵送物送付先)	中央三井信託銀行株式会社 証券代行部
	電話 0120-78-2031 (フリーダイヤル)
お手続き用紙のご請求	端株の買取、買増ほか各種お手続き用紙のご請求
	電話 0120-87-2031 (フリーダイヤル)
	ホームページ http://www.chuomitsui.co.jp/person/p_06.html

以 上